

監 査 委 員 公 表

那覇港管理組合監査告示第1号

令和7年2月27日

那覇港管理組合監査委員 杉 山 忠 司
同 監査委員 翁 長 俊 英



令和6年度定期監査の結果に対する措置について（公表）

令和6年度定期監査の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年度定期監査結果に伴う措置状況について

1 是正事項（2件）

No.	是正事項	担当課
1	旅行命令簿に係る命令権者の証明について	管理課
2	起案書の作成等について	計画建設課

2 要望事項（該当なし）

(令和6年度定期監査結果に伴う措置状況について)

(1) 旅行命令簿に係る命令権者の証明について (管理課)

【是正事項】

旅費に係る支出命令簿において、旅行命令簿上の帰庁日と航空券等の記載の搭乗日が異なる場合には、その搭乗日が旅行命令と密接で、命令に従って用務を達成し旅行を終了したと判断できる場合は、任命権者がこれを証明することとなっているが、その証明の記載等がない事例があった。

旅行命令簿上の帰庁日と航空券等の記載の搭乗日が異なる場合には、本来的には旅行命令外であるが、命令権者が「旅行命令と密接で命令に従って用務を達成し旅行を終了したと判断できる場合」にのみ旅行命令によるものと認められるものであり、その手続きを確実に行ってもらいたい。

【措置状況】

沖縄県の「旅費事務のてびき」を準用し、適正に手続きを行っております。

(令和6年度定期監査結果に伴う措置状況について)

(2) 起案書の作成等について (計画建設課)

【是正事項】

起案書の作成において、対外的な通知書等の送付に当たって、その通知書案等を保存することになるが、そこには当然、通知書等との割印のほか、記号番号及び発送年月日が記載されていないなければならない。しかし、通知書案等にその発送年月日の記載漏れが多々見受けられた。

なお、これらの記載事実が確実に確認できるよう、その写しを資料として添付しておくことも有効な措置である。

相手方に送付する文書は当然に公文書であり、発送年月日が不明では、何か問題があった場合、対処できないことになる。決裁日に必ずしも相手方に発送するとは限らず、また、起案書の公印の使用欄への記載はあるものの、発送年月日欄への記載は全くなかった。

決裁に係る文書は行政機関における文書作成の過程を明らかにし、その行為の拠り所となるものであることから、後日疑義が生ずることがないように、必要とされる手続きを確実に踏まえるとともに、記載漏れ等の不備が生じないように、正確な決裁文書の作成を徹底してもらいたい。

【措置状況】

対外的な通知書等を送付する場合には、発送年月日が確認できるように、送付文書の写しを添付するなどの対応を行っております。